

甲州市公告

公募型プロポーザル方式による業務受託者募集の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

令和6年7月31日

甲州市長 鈴木 幹夫

1 業務名

甲州市鈴宮寮の民間譲渡に係るアドバイザー業務

2 業務の目的

生活保護法に基づく救護施設「甲州市鈴宮寮」は、昭和37年に公設公営救護施設として旧塩山市が開設しており、経済的事由、身体・精神の障害など、自宅での日常生活が困難な者に対して、安心して健康に過ごすことのできる施設として活用されてるが、開設してから60年余を経過しており、時代と共に福祉施設の在り方も変わり、救護施設は公営である必要がなくなっており、設備品の老朽化等も進むなか、今後の将来負担コスト増大も懸念されるため、本来の救護施設の役割を残しつつ民営への施設譲渡により、更なる発展的な施設活用が想定できる。

本業務委託では、アドバイザー事業として民間譲渡に向けた施設状況の調査、分析また資産価値や譲渡への適法かつ適正な譲渡条件の確認により、令和8年3月末の指定管理期間終了時に、入寮者に影響なく確実にスムーズに民間譲渡を行うための手法について、業務委託者から助言・指導を受けながら検討する事業とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(3) 直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 直近5年以内に、本案件に類似する作成業務等国及び地方公共団体から、元請として受注した契約実績があるもの。

(6) 本案件を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させ業務を完遂させる能力を持つ業者であること。

(7) 仕様書の内容や業務をよく理解し、公共事業として違法性なく適切な「調査、計画、助言」等を業務として行うことができること。

5 手続き

甲州市鈴宮寮の民間譲渡に係るアドバイザー業務委託業者公募型プロ

ポーザル実施要領のとおり。

※実施要領は、甲州市のホームページに掲載しています。また、甲州市福祉総合支援課窓口に備え付けてあります。

6 担当部署

甲州市役所

福祉総合支援課生活福祉担当 小倉・三澤

〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

Tel 0553-32-5027（課直通）

Fax 0553-32-5079

メールアドレス：ogura-mkt@city.koshu.lg.jp